

○海上保安庁告示第二百十三号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条第一項の規定に基づき、港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月十四日

海上保安庁長官 鈴木 久泰

別表第一(1)に次のただし書を加える。

ただし、搭載している船舶自動識別装置の性能上「>」を送信することが困難な場合にあつては、「TO」を付し、その後に一文字のスペースを空けることのできるものとする。

別表第三(1)に次のただし書を加える。

ただし、搭載している船舶自動識別装置の性能上「/」を送信することが困難な場合にあつては、一文字のスペースを空け、その後「00」を付することをもって代えることができるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。